



ながふく障がい者プラン（2021-2026） 令和6年度評価について

資料1-1

重点項目1【助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ】

めざす姿

- 福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。
- 個別の状況に応じた期間等による伴走体制が出来る仕組みを検討します。
- 医療機関に働きかけを行い、長期入院精神障がい者等の地域生活をチームで支援し、支える体制づくりを進めます。

取組状況

- 個別訪問等調査（施策1-2-2）
- 精神保健福祉実務者会議（年3回／出席者延べ61人）（施策1-2-5）
- 地域の精神科クリニック訪問 5カ所

評価

- 個別訪問等調査は、新規手帳取得者、転入者、1中学校区（長久手中校区）を対象とし、**電話調査と訪問を組み合わせた方法での調査に変更し、実施率が向上**した。また、緊急時等の迅速な情報収集に調査結果が役立つ機会が増えてきた。
- 精神保健福祉実務者会議の内容を見直し、精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの協議の場として位置付けて実施。精神科入院の可能性のある8050世帯の事例を、医療・介護・福祉の関係者で検討を行った。

今後の方向性

- 個別訪問等調査について、経済的な不安を抱える人が半数を占めるため、**生活困窮者自立支援部門と協働**して対応していく。
- 多問題・複合化した課題を抱える世帯は、障がいを起因とする課題を抱える世帯が多いが、障がい福祉関係者だけで対応することは困難であるため、今後も事例検討等を通じて、他の専門機関と、共通の問題意識や役割分担のイメージが共有できるよう継続することが必要。

評価推移

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

B

B

B

B

重点項目2【早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保】

めざす姿

- 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。
- 市内の児童館等に心理職等の発達相談員が巡回し、支援が必要な児童・保護者をサポートします。
- 支援が必要な児童が、地域で障害児通所支援を受けられることができるよう、障害児通所支援の支給決定の在り方の検討を行います。

取組状況

- こどもの発達相談室事業（施策2-1-4）
- 児童発達支援センターの運営（議題5において報告）（施策2-1-4）
- 親子通園事業どんぐり教室（施策2-1-5）

評価

- **こどもの発達相談室の周知が進み**、関係機関との連携が進んだ。
- 児童発達支援センターにて支援が必要な児童が最適な支援を受けられるよう、関係機関と情報共有しながら決定のあり方を共有する入所判定委員会を引き続き実施。
- どんぐり教室卒業後の療育先等について相談を実施（相談の結果、卒業23人の内8人が受給者証取得）。
- **医療的ケア児等の早期発見と情報共有のための仕組みができた一方で、地域での医療的ケア児等の受入れ体制（通所先）は不十分**であり、他の児童発達支援事業所とも協力しながらそれぞれの特色を生かし地域の療育支援体制の充実を役割分担しながら図っていく必要がある。

今後の方向性

- 幼稚園・民間保育園、学校、医療機関との連携をさらに深めるため、巡回相談を更に進めていく。
- 児童発達支援センターのよりよい運営（クラス編成、定員など）について、引き続き検討していく。
- 医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう関係機関との連携を図る。

評価推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
B	B	B	B		

重点項目3【障がい児の切れ目のない支援体制の充実】

めざす姿

- ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。
- 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。
- 保護者、市民とともに地域で子どもを育むネットワークをつくりまします。
- 乳幼児連絡会及び学童青年期連絡会において、情報の共有をし、支援方針について検討を行います。

PT

発達障がいの傾向のある不登校への支援体制プロジェクト

取組状況

- こどもの発達相談室事業（施策2-1-4）（再掲）
- 児童発達支援センターの運営（議題5において報告）（施策2-1-4）（再掲）
- 複合施設を生かした取組

評価

- プロジェクトを通して、**教育と福祉が双方の支援について学ぶ機会ができる等、連携が進んだ。**
- **相談対象児童の年齢や相談内容に応じて専門分野の相談員が対応し、必要な情報提供を行うことができた。**
- 児童発達支援センター通園児が児童館を利用したり、継続的に保育園の園庭を利用することができ、各施設間の交流機会が広がった。

今後の方向性

- 引き続き、乳幼児連絡会及び学童・青年期連絡会においてケース検討及び切れ目のない支援体制を検証し、医療的ケア児等ケース会議においてケース検討及び課題抽出を行っていく。
- 地域のネットワークづくりに関して引き続き上郷複合施設内での検討に加えて、保護者同士の交流の場の充実を図っていく。
- 愛知県医療療育総合センター及びあいち発達障害者支援センターとも協力しながら体制づくりを進めていく。
- 障がいを起因とした不登校、ひきこもり等、義務教育修了後の児童に対する支援策が十分ではなく、対応に苦慮していることから、**相談体制や地域資源も視野に入れた支援策についても検討**していく。

評価推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
B	B	B	B		

重点項目4【就労に関わる機会の充実】

めざす姿

- 中学生、高校生の頃から将来のことや自身の特性などを考えるきっかけとなる機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。
- 市役所内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。
- 福祉的就労や従来型の障害者雇用のみならず、障がい特性に応じた柔軟な働き方ができる新たな就労支援モデルについて調査・研究していきます。

PT

就労支援モデル開発プロジェクト

取組状況

- 就労支援コーディネート事業（施策4-1-1）
- 児童及び保護者向け進路相談会・事業所説明会の実施（各1回実施）
- 市役所におけるながふく就労体験（従事日数31日、のべ従事人数64人）（施策4-1-2）
- 農福連携の取組（5法人、61人が従事）（施策4-2-3）
- 障がい事業所への業務委託（エコハウス管理業務、公用車洗車）（施策4-2-1）
- 市役所等におけるながふく商店（物品等の販売会）の開催（施策4-2-2）

評価

- 進路説明会・事業所説明会では、就職選択に重点に置いた基調講演と、市内外の福祉サービス事業所19か所が集まったの個別相談会を実施。講演では、**大学や専門学校を卒業したが就職につまづく方が多い実態や、必要な備え等について、個別相談会では、市内事業所だけでなく市外事業所の情報についても提供**することができた。
- ながふく就労体験事業で行っていた各課の簡易的な業務が、市役所における障害者雇用の（会計年度任用）職員の仕事へと置き換わってきたため、次年度以降の事業廃止を決定した。**障害者雇用の職員による業務は徐々に増加**している。

今後の方向性

- 市役所における障害者雇用の促進をしていくことと併せて、職員の障がい理解促進に向けた取組も継続的に行う。
- 発達障がい等の中高生で、将来一般就労を目指す方をサポートする事業である就労支援コーディネート事業について、座学では伝わりにくい状況もあるため、今後は体験や見学といった伝わりやすさを重視した事業へと内容を変更していくことが必要である。

評価推移

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

B

B

B

A

重点項目5【学び・理解、交流による地域共生の推進】

めざす姿

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び及び理解の向上に取り組みます。
- 障がい福祉に関わる様々な人（サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等）に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。

PT

障がい福祉業界の人材確保・人材定着プロジェクト

取組状況

- 各種研修・講座等の実施
福祉実践教室（市内9校）/介助犬教室・施設見学（市内5校）/ニュースポーツフェスティバル/職員向け差別解消法に関する研修（2回）/職員向けカラーユニバーサルデザイン講座（庁内）/手話奉仕員養成講座 等
- 障がい福祉関係者連絡会の開催（2回）（施策5-1-5）
- 大学と協働した理解促進の取組実施（協働まちづく事業活動助成金の活用）
- 助成金を活用した市民による社会見学等の事業実施（3事業）
- 聴覚障がい者向けの行政サービス説明会・意見交換会の実施

評価

- 昨年度に引き続き、カラーユニバーサルデザイン講座を実施し、市のチラシ等について障がい者への合理的配慮の視点から見直す機会を作ることができた。
- 昨年度に引き続き、助成金を活用した大学との協働事業により、福祉事業所と大学との直接的な関わりによる取組が始まり、デザインを通じた協働プラットフォームができつつある。
- 事業所の若手職員が企画運営した交流会にて、**インフォーマルな形で事業所、大学生、行政等が集まり交流を深めながら情報交換ができ、横のつながりができた**と好評を得た。

今後の方向性

- 研修等については、よりよい内容になるよう検討を加えていく。
- 障がい福祉の関係者同士、市民、学生等の交流機会を設け、つながりを活かした福祉業界の活性化や障がい理解促進に取り組んでいく。

評価推移

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

B

B

A

A

重点項目6【医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり】

めざす姿

- 医ケア児等ケース会議において、対象者の早期に把握し、中長期的な視点で支援していくための関係機関の役割分担及び対応方法について検討します。
- 医療的ケア児者の家族や医療的ケア児者を受け入れる事業者に対する支援施策を検討します。
- 医療的ケア児者の相談窓口を明確にし、周知します。

取組状況

- 長久手市医療的ケア児等ケース会議の実施 計3回（施策2-2-4）
- 医療的ケア児等コーディネーター4人配置（子ども家庭課、相談支援事業所に配置）（施策2-2-4）
- 医療的ケア児者が災害時にも利用できる発電機等を日常生活用具に追加
- 協議会における医療的ケア児の個別事例を通じた地域課題の共有
- 近隣市における医療的ケア児の避難訓練や災害時の備えに関する勉強会への参加

評価

- 医療的ケア児等ケース会議において、多職種の関係者と早期把握や情報共有等ができ、支援体制は徐々に整ってきている。
- 近隣市での医療的ケア児の防災訓練の事例を学ぶ研修会において、今後の**個別避難計画作成に向け参考となる防災対策に関する課題把握と対策のポイントを学ぶ**ことができた。

今後の方向性

- 医療的ケアを理由とし、保育園、学校、事業所等での受け入れが困難である場合、本人及びその家族の生活に大きな影響を及ぼす。子ども施策、障がい福祉施策及び教育施策との役割分担や、新たな支援策などについて継続的に検討していく。
- 医療的ケア児者の特別個別避難計画の作成について、当事者、その家族、行政、委託相談事業所及び基幹相談支援センターが協働して作成を進める。

評価推移

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

C

B

B

B

重点項目 7 【災害時に向けた体制づくり】

めざす姿

- 真に避難行動要支援登録が必要な人が登録されないことがないよう、民生委員・児童委員、福祉専門職、地域住民等と連携し、登録の呼びかけや手助けを行います。
- 定期的に災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を把握・整理し、災害が発生した際も円滑かつ継続的に支援が行えるようにします。
- 障がいのある人の相談支援等の機会を捉え、自助の働きかけを行います。
- 障がいのある人が安心して避難生活が送れる福祉避難所のあり方について、関係者とともに検討を進めます。
- 避難支援や在宅も含む避難生活において特に配慮を必要とする医療的ケア児者等について、既存の個別避難計画（みまもり台帳）に加えて、福祉専門職と連携し「特別個別避難計画」の策定を進めます。

取組状況

- 避難行動要支援者登録及び個別避難計画（以下「名簿等」）の作成（施策7-3）
- 地域における避難訓練の実施（2回、市が洞小学校区グループホーム2カ所）（施策7-4）
- 障がい事業所（6事業所）とBCP（業務継続計画）対応の連携についての勉強会を実施（1回）
- 市関係各課、社会福祉協議会、福祉事業所等が参加する「防災を考える会」の発足
- 民生委員と基幹相談支援センターが、障がい者のみまもり台帳への登録支援をモデル的に3件実施。

評価

- 地域に対し、避難訓練の際に個別避難計画を活用するよう呼びかけ、活用する地域が広がった。
- 「防災を考える会」によって行政、福祉、医療などの多分野の関係者が一同に集まり情報共有等を行う場ができ、防災に関する様々な課題の検討に向けた第一歩となった。
- 障がい事業所のBCPを実行性あるものにするため、事業所間の連携に向けた検討が開始できた。

今後の方向性

- 名簿等の実効性を高めるため、避難支援関係者とともに、避難訓練の実施や避難支援者が決まっていない方へのフォロー等に取り組んでいく。また、必要に応じて名簿等に登録されていない人への継続的な働きかけを、福祉専門職と連携して行っていく。
- 福祉・防災・医療関係者で、福祉避難所の在り方をはじめ、要支援者を取りまく防災課題について整理・対策を検討する。

評価推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
B	C	C	B		

令和8年までの重点項目数値目標 一覧

項目	事業内容	目標	令和6年度 結果数値等
重点項目1	個別訪問等調査からサービスや支援に結びついた事案数	年5件	年3件
	長期入院精神障がい者等へ支援に係る検討回数	年2回	年1回
重点項目2	こどもの発達相談室相談件数	年250件	年254件
	障害児通所支援の支給の在り方の検討	実施	情報収集
重点項目3	乳幼児連絡会の開催	年4回	年3回
	学童・青年期連絡会の開催	年4回	年3回
重点項目4	発達障がい児向けの就労体験事業の実施回数	年1回	年1回
重点項目5	理解促進事業・自発的活動事業の実施数	年に各2事業	年に各1事業
重点項目6	医療的ケア児者支援施策に関する独自施策数【累計】	2施策	1施策
	医療的ケア児等ケース会議の実施回数	年2回	年3回
	市の保育園等における医療的ケア児等の受入れに係る方針の検討	実施	令和7年度 策定予定
重点項目7	障がい者の個別避難計画（みまもり台帳）策定割合	50%	41.8%
	障がい関係事業所を対象とした防災研修等の実施回数	年1回以上	年1回
	医療的ケア児者の特別個別避難計画の策定数【累計】	5件	2件

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

資料1-2

基本分野1 生活支援

施策項目1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	65歳以降も通い慣れた施設を利用できるよう、障がい事業所へ共生型サービスの申請勧奨を実施。	A	高齢化に伴い需要が高まってくると考えられるため、折りを見て働きかけていく。
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課	国・県・福祉関係団体からの研修案内を市内事業所に対し周知。	A	引き続き参加の働きかけを行う。
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課	令和6年度から移動支援事業の一部単価の引き上げを実施。また、事務の効率化に向けた請求関係書類の電子化を推進。	A	引き続き事業を実施する。
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課			
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課	児童発達支援センターによる児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業の実施。また、支援体制として専門職（作業療法士）の拡充。「医療的ケア児等ケース会議」、「学童・青年期連絡会」、「乳幼児連絡会」を定期（学期毎）開催。	A	引き続き、重症心身障がい児のサービス利用のニーズと提供体制の把握を行う。
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課	グループホーム新設を検討している事業所からの相談について、必要な助言、情報提供を実施。	A	事業所へ働きかけを行うとともに、申請に係る相談対応を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野1 生活支援

施策項目2 包括的な相談支援体制の仕組みづくり

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課			
2	【重点項目】 障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	実施体制を見直し、年ごとの調査対象地域を中学校区に変更。調査対象者41名、うち9名は訪問による調査を実施。	A	引き続き限られた人的資源でより効率的かつ効果的なアウトリーチの方法を検討し、実施する。
3	障がいのある人やその家族等に対し継続的に伴走支援を行うための体制強化に向け、計画相談支援及び障害児相談支援の活発化を図るため、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者との連携体制を充実します。	福祉課 子ども家庭課	・令和4年度から引き続き、一体的管理運営の協定に基づく相談支援体制の強化を実施。 ・新規相談支援事業所を開設した1事業者に対し、補助金を交付。	A	引き続き実施。
4	地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 地域共生推進課	西・北・市が洞・南小学校区に設置された地域共生ステーションなどにおいて、CSWによる出張相談（福祉のなんでも相談）を各地区で実施。	A	引き続き実施。
5	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課	こころの相談室において、悩みを持っている方の相談に相談員（精神保健福祉士）と保健師で対応。 関係機関の対応職員のスキルアップ、関係機関と連携強化を目的に、精神保健実務者会議を年3回実施し、61名が参加。	A	相談内容が多岐にわたることから、引き続き、相談対応職員のスキルアップを目的とした実務者会議を継続する。また、「にも包括」を意識した議題を取り入れていく。
6	【重点項目】 障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。そのため、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	福祉政策課 福祉課 長寿課 地域共生推進課 子ども家庭課 健康推進課	複雑化、複合化した課題に対して各分野が連携して支援を検討するため、重層的支援会議及び支援会議を12回実施。	A	多様化する個人ニーズに対応するには、様々な福祉サービスの利用や多様な地域資源へのつなぎ、新たなサービス等の創出が必要であるため、包括化推進協議会、実務者会議、庁内連携会議等において、各事業と一体的に検討を進めていく。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野1 生活支援

施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

[令和6年度分]

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。また、定期的に、その必要性について見直します。	福祉課			
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。	福祉課			
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保険医療課			
4	福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
5	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課			
6	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課			
7	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課	令和6年4月1日から発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー又はポータブル電源を種目に追加。	A	今後も適宜見直しを行う。
8	障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野2 保健・医療

施策項目1 早期発見・支援への取組

[令和6年度分]

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	子ども家庭課	・乳幼児健診未受診者に対し、電話や訪問で状況を確認。また、発達に心配のある児に対しては、適切な療育を受けられるよう健診事後教室等でフォローを実施。 ・こどもの発達相談室とも情報を共有して、適切な療育が受けられるよう支援。	A	今後も健診未受診者の状況確認、健診事後教室等でフォローを行っていく。
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課	5歳児すこやか発達相談にてアンケートを実施し、アンケート結果等から支援が必要な児に対して電話相談を実施。また、園訪問や個別相談を実施し、就学に向けて支援が必要な児については、関係機関と連携し、支援。	A	今後も関係機関と連携し、支援していく。
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。	健康推進課 保険医療課	39歳以下健診受診者数328人 ラジオ体操第一登録者数1,879人(令和7年2月20日時点)	A	今後も、糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健診の実施及び周知啓発を継続する。
4	【重点項目】 発達が気になる児童に関する相談窓口として設置したこどもの発達相談室の巡回相談等の活動を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として整備した「児童発達支援センター」を地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市内事業所と連携し、障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。	子ども家庭課	令和3年4月から発達相談室で関係機関と連携しながら相談を実施。 関係機関の具体的な連携方法を体制化し、令和3年10月から児童発達支援センターで児童発達支援、保育所等訪問支援を実施。	A	児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を整えていく。
5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課	親子通園事業（どんぐり教室）と児童発達支援センターの利用を通じて、発達が心配な児童の保護者同士が交流できる機会を整備。	A	引き続き保護者向け交流のきっかけとなる機会を創出していく。
6	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課	長久手中学校区を対象に、41名中29名に個別訪問等調査を行い、うち3名が福祉サービスにつながった。	A	引き続き実施。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野2 保健・医療

施策項目2 医療などが必要な人への支援の充実

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。	福祉課 健康推進課	今年度から精神保健実務者会議を「にも包括」の協議の場として位置づけ、医療、福祉、介護、行政の関係者が参加し、情報共有や意見交換を実施。	A	事例検討を通して、他機関との相互理解を深めるとともに、地域の課題を整理し協議を行う。
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課			
3	障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービス等について周知していきます。	福祉課			
4	【重点項目】 保健、医療、福祉、教育、保育等の関係者により、在宅生活を送る医療的ケアが必要な人への支援の在り方や支援の拡充について協議します。	子ども家庭課 福祉課	医療的ケア児等ケース会議を年3回実施し、医療的ケア児に関する情報共有や課題を検討。	A	関係機関と引き続き協議の場をもち、施策等の検討を行う。
5	サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課	2施設（3事業所）で22人が制度を活用し歯科健診を実施。	A	令和14年度まで継続的に実施。
6	保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。	福祉課			
7	保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。	子ども家庭課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課	保育士が子どもや保護者への支援方法を学ぶ療育研修等、学校教員が特別支援学校等で研修を実施。幼保小連携を行い、情報共有及び参観を実施。	A	引き続き教員及び保育士への研修を行う。
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課	スクールソーシャルワーカーを2人配置。	B	各中学校区に一人配置できるよう、人材の確保に努める。
3	学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。	教育総務課	各校のバリアフリー改修工事は完了済み。医療的ケア児に対応するため、看護師を1人任用。また、訪問看護事業所に委託し、医療的ケアを実施。	A	引き続き医療的ケアが実施できる体制を整えていく。
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課	通級指導教室は全ての小中学校で、適正に実施。他機関との連携した就学相談、インクルーシブ教育研修を随時実施。医療的ケア児については、常勤の看護師を1名配置し、体制を整備。	A	今後も継続的に実施、構築していく。
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課	障がいの理解を目的とした福祉実践教室（市内9校）、介助犬教室、施設見学（市内5校）を実施。	A	今後も、他機関と連携しながら障がい理解を深めるための授業を行う。
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課	11月17日にカローリング等のニュースポーツを体験できるニュースポーツフェスティバルを開催。	A	継続的に開催予定
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課 教育総務課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野4 雇用・就業

施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	主として発達障がい児を対象とした職業選択に関する学習や情報提供等を行う就労支援事業を実施します。	子ども家庭課	社会福祉協議会に委託し、全3回のプログラムを実施し、延べ17人の参加がありました。参加者及び保護者からは好評ではあったが、当日の体調不良から参加できない児も多かった。	A	プログラムの参加が容易になるように、開催方法（集客型又は出前型）を含め検討する。
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課	市役所の簡易な業務等を就労継続支援事業所に委託し、市役所内で障がい者の就労訓練を実施し、延べ64人が、31日にわたって従事した。	A	市役所における障害者雇用を推進するため、全庁的な就労体験事業は終了とする。各課からの障がい事業所への仕事の発注について働きかける。
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課			
4	福祉的就労や従来型の障害者雇用の就業形態がなじまず、一般的な就労に結びつきにくい人に向け、新たな就労支援の在り方について検討します。	福祉課	働きづらさを抱える人を抱える人の新たな就労支援の仕組みづくりを地域の事業者と協働して取り組むプロジェクトを立ち上げ、実施。	A	引き続き、プロジェクトを実施。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野4 雇用・就業

施策項目2 福祉的就労の充実

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課	「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を各課に周知し、障がい者就労支援施設等への受注機会の拡大に向けた周知を実施。	A	引き続き、障害者就労施設等への受注機会の拡大を推進していきます。
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。	福祉課 財政課	福祉まつり及びながふく商店として市役所や福祉の家にて、物品販売会を行う機会を創出。 (市役所23回、福祉の家13回)	A	引き続き、各種イベント等における販売機会について情報提供を行う。
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。	みどりの推進課 福祉課	事業者や民間企業から農福連携に関する相談に対応した。	A	引き続き、情報収集をしながら必要に応じ情報提供及び助言を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野5 生活環境

施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課	児童の増加とニーズの多様化に対応するため、主として小学校内での居場所づくりを前提に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型運営の委託を行った。	A	今後も多様なニーズの把握に務め、それに対応した供給体制を整備していく。
2	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課	おはなし会、返本ボランティア、本の修理ボランティアに障がいのある人が参加。（中央図書館）	A	引き続き継続していく。
3	障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。	福祉課			
4	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課	手話奉仕員養成講座及び要約筆記ボランティア講習会を実施し、それぞれ8名、15名が修。	A	引き続き実施する。
5	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームを3つ設置。 障がい福祉関係者連絡会を2回実施し、計62人が参加。 本会議で初めて個別事例を取扱い、地域課題を共有。 	A	よりよい協議に向けて当事者や市民公募委員を追加する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野5 生活環境

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	移動支援事業従事養成研修の実施なし。	D	市内での登録事業所が1者しかない。障がい者自立支援協議会主催での実施も検討する。
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉政策課 長寿課	1事業者が更新手続きを実施。また、ドライバー講習会を実施し、4人が修了。	B	福祉有償運送事業者の担い手の確保や、公共交通施策やボランティアによる移動支援との役割分担について、関係機関とともに検討していく。
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。	福祉課			
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課	1団体が社会見学を実施し35人の障がいのある人が参加。	A	令和14年度まで継続的に実施。
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課			
6	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課			
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課	該当なし	—	改修時にはバリアフリー化を検討していく。（財政課）

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課	令和6年度は「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件の17件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を周知。また、過去に周知を行った適用物件も含めた特定施設整備計画届出書を12件受理。(令和7年2月20日時点)	A	今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿った計画とされるよう依頼していきます。
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉政策課 福祉課 長寿課 安心安全課 企画政策課	公共交通と福祉有償運送の連携を進めるため、福祉有償運送運営協議会の委員2名が長久手市地域公共交通会議に参画。	A	市の公共交通全体で障がいのある人の移動についても検討を行う。
10	「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえるよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し、利用促進に努めます。	安心安全課	市ホームページで周知を行ったほか、高齢・障がい福祉の窓口課でも周知や無料パスを配布。	A	引き続き周知を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野5 生活環境

施策項目3 わかりやすい情報発信とコミュニケーション

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉政策課 福祉課 長寿課 子ども家庭課	ガイドの字体について、より多くの人が見やすいユニバーサルフォントを採用。	A	引き続き、多くの人がわかりやすいガイドとなるよう適宜見直しを行う。
2	障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課			
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。	情報課			
4	障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課	・手話通訳者を福祉課に設置。 ・手話奉仕員養成講座、要約筆記ボランティア養成講座を実施。	A	市民及び市職員に対し、引き続き手話言語への理解促進を図る。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目1 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

[令和6年度分]

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課			
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。	人事課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・色覚の多様性や、色覚異常の方等への配慮の仕方などについて理解を深めるユニバーサルデザイン講座を実施。 ・障害者差別解消法研修を実施（新任課長及び新規採用職員向け）。 	A	引き続き実施。差別解消法に関する職員研修は、対象を広げて実施できるよう検討を行う。
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します。	行政課	選挙時に、視覚障がいのある人に、選挙公報を点訳・音訳した媒体を配布。また、投票所に段差解消スロープ、コミュニケーションボード、車いす用の記載台、点字投票資材及び投票支援カードの設置。	A	引き続き、障がいのある人に配慮した選挙を実施する。
4	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課			
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課			
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課			
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課	公共施設に募金箱及び自動販売機の設置並びにガバメントクラウドファンディングにより、補助犬の周知及び寄付の呼びかけを実施。	A	引き続き実施する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目2 権利擁護に関する支援

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。	福祉政策課 福祉課 長寿課			
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課	・尾張東部権利擁護支援センターが主体となり意思決定支援に関するプロジェクトを実施。 ・障がい福祉関係者連絡会において、意思決定支援についての内容を盛り込んだ研修を実施。	A	引き続き実施する。
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉政策課 福祉課	居室確保事業（緊急時居室確保事業・体験的利用支援事業）実施要綱を策定。 体験的利用支援事業を2事業所で実施。	A	引き続き実施する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和6年度分]

基本分野7 防災・防犯

施策項目 防災及び緊急時の支援の充実

No.	事業内容	関係課	【R6年度】取組実績、特記事項等	評価 (R6)	今後の方向性
1	【重点項目】 災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉政策課	登録対象者4,805名に対し登録案内を行い、1,828人が登録。	A	必要な人が登録されないことがないよう、関係者で情報共有を図り、登録勧奨及び支援を行っていく。
2	障がいのある人を含む要配慮者の受入れ等を行う福祉避難所の拡充に向け、民間社会福祉施設との連携について協議します。	福祉政策課 安心安全課	市内3施設を災害時に避難行動要支援者の受入れ先として確保済み。	B	福祉避難所の拡充にむけて、社会福祉施設との連携について検討を進める。
3	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。	福祉政策課	1,828人が作成済み。また、地域の避難支援関係者へ周知・説明を行った。	B	個別避難計画の活用について、関係者と協議していく。
4	【重点項目】 障がいのある人、サービス提供事業所、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課	市内一斉防災訓練の機会に一部の地域において、障がい者施設と地域住民・民生委員が協力して、避難行動要支援者の避難支援及び避難所での受入訓練を実施。	A	引き続き、避難行動要支援者、事業所、地域住民が協働した訓練の実施を検討する。
5	【重点項目】 障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。	安心安全課 福祉政策課 福祉課	腎臓病やタンパク質の摂取に配慮が必要な食事制限中の方でも安心して食べることができるアルファ米と飲料水の入替えを実施。	B	指定避難所内のレイアウトについて検討するとともに、福祉避難所の拡充に向けて、社会福祉施設等との連携についても検討を進める。
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	福祉課	登録説明会について、全対象者へ通知し、制度についてを周知。	A	尾三消防本部と連携し引き続き周知を図る。
7	愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課	110番アプリシステムに移行後、市ホームページ及び福祉ガイドを更新し周知。	A	引き続き周知する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

1 第7期障がい福祉計画

(1) 計画の成果目標

〔1 福祉施設の入所者の地域生活への移行〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
地域移行者数	0人	2人	0人	0人
施設入所者の削減	0人	2人	0人	0人

〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 1/2〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回/年度	1回/年度	1回/年度	3回/年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	20人	20人	61人

〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 2/2〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回/年度	1回/年度	1回/年度	1回/年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	27人	52人	33人	35人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	0人	0人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4人	4人	4人	12人

〔3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
コーディネーターの配置	0人	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の充実	1回/年度	1回/年度	1回/年度	1回/年度
障がい者の支援体制の充実	未実施	実施	未実施	未実施

〔4 福祉施設から一般就労への移行等〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
一般就労への移行者数	8人	15人	8人	6人
就労移行支援事業	6人	9人	6人	6人
就労移行支援事業所	-	50%	-	-
就労継続支援A型事業	2人	4人	1人	0人
就労継続支援B型事業	2人	3人	2人	0人
就労定着支援事業利用者	6人	9人	6人	5人
就労定着支援事業の就労定着率	-	25%	-	-

〔5 相談支援体制の充実・強化等 1/2〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施	実施	実施	実施
訪問等による専門的な指導・助言	12件/年	12件/年	12件/年	12件/年
相談支援事業者の人材育成の支援	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年
相談支援機関との連携強化の取組の実施	55件/年	45件/年	45件/年	48件/年
個別事例事例の支援内容の検証	—	12件/年	12件/年	12件/年
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	実施	実施	未実施	実施
相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	—	2回/年	—	2回/年
相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所

〔5 相談支援体制の充実・強化等 2/2〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
プロジェクトチームの設置数	3チーム	3チーム	3チーム	3チーム
プロジェクトチームの実施回数	12回/年	12回/年	12回/年	19回/年

〔6 福祉施設サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〕

項目	基準値	目標値	実績	
	令和4年度末	令和8年度末	令和5年度末	令和6年度末
障害福祉サービス等における各種研修の活用	6人/年	6人/年	6人/年	3人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回/年	1回/年	0回/年	0回/年

(2) 障害福祉サービスの見込み

【訪問系サービス】（1月当たり）

※「見込量との比較」とは、令和6年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものを。
 【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、
 ±20%未満…-

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
居宅介護	人	79	97	76	▼
	時間	1,298	1,606	1,381	-
重度訪問介護	人	2	3	2	▼
	時間	80	211	117	▼
同行援護	人	4	6	5	-
	時間	64	68	35	▼
行動援護	人	4	5	4	▼
	時間	60	76	62	-
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	-
	時間	0	0	0	-

【日中活動系サービス 1/2】 (1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
生活介護	人	76	74	78	—
	人日	1,470	1,432	1,519	—
就労選択支援	人	—	78	0	▼
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	—
	人日	0	5	10	△
自立訓練（生活訓練）	人	4	4	5	△
	人日	62	51	52	—
就労移行支援	人	18	24	26	—
	人日	283	351	405	—

【日中活動系サービス 2/2】 (1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
就労継続支援（A型）	人	36	36	40	—
	人日	649	688	715	—
就労継続支援（B型）	人	84	95	86	—
	人日	1,294	1,534	1,320	—
就労定着支援	人	17	18	19	—
療養介護	人	1	1	1	—
短期入所（福祉型）	人	17	23	17	▼
	人日	126	166	120	▼
短期入所（医療型）	人	0	1	1	—
	人日	0	6	1	▼

【居住系サービス】（1月当たり）

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
自立生活援助	人	1	0	0	△
共同生活援助 （グループホーム）	人	52	55	63	－
施設入所支援	人	17	15	18	△

【計画相談支援・地域相談支援】（1月当たり）

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
計画相談支援 （モニタリング含む）	人	60	62	67	－
地域移行支援	人	0	1	1	－
地域定着支援	人	0	1	0	▼

(3) 地域生活支援事業の見込み

【理解促進事業・自発的活動支援事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和5年度	令和6年度	令和6年度
理解促進研修・啓発事業	事業数	0件	2件	1件
	事業整備	済	済	済
自発的活動支援事業	事業数	2件	2件	1件
	事業整備	済	済	済

【相談支援事業 1/2】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和5年度	令和6年度	令和6年度
相談支援事業	か所	4か所	4か所	5か所
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済	設置済	設置済

【相談支援事業 2/2】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和5年度	令和6年度	令和6年度
基幹相談支援センター	設置状況	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	実施	未実施

【成年後見制度利用支援事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和5年度	令和6年度	令和6年度
市長申立事業	人	0人	1人	0人
	事業整備	済	済	済
後见人等の報酬事業	人	3人	4人	2人
	事業整備	済	済	済

【成年後見制度法人後見支援事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】 実績	見込	実績
		令和5年度	令和6年度	令和6年度
市民後見人の育成実施	件数	2件	8件	9件
	状況	済	済	済
法人後見実施機関の育成実施	件数	1件	1件	1件
	状況	済	済	済

【意思疎通支援事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	20	25	24	—
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	—
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人	0	0	0	—

【日常生活用具給付等事業】（1年当たり）

対象品目	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
介護・訓練支援用具	件	0	6	0	▼
自立生活支援用具	件	4	5	2	▼
在宅療養等支援用具	件	9	10	5	▼
情報・意思疎通支援用具	件	0	5	4	▼
排泄管理支援用具	人月	791	785	854	—
居住生活動作補助用具（住 宅改修費）	件	0	2	0	▼

【手話奉仕員養成研修事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
手話奉仕員養成研修事業	人	10	8	8	—

【移動支援事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
移動支援事業	人	41	37	34	—
	時間	1,154	1,898	1,292	▼

【地域活動支援センター事業】（1月当たり）

事業種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
地域活動支援センター	人	36	20	37	△
	人日	138	400	89	▼

【発達障がい児者及び家族等支援事業】（1年当たり）

事業種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等	受講者数	30	10	0	▼
	実施者数	—	1	0	▼
ペアレントメンター数	人	0	1	0	▼
ピアサポート活動	参加者数	0	5	0	▼

【その他の事業（任意事業）】（1年当たり）

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
日中一時支援事業	人	43	49	42	－
	人日	3,217	3,612	2,863	－
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	－
要約筆記ボランティア養成 研修事業	人	7	10	15	△
自動車運転免許取得費助成 事業	人	1	1	0	▼
身体障がい者用自動車改造 助成事業	人	0	1	0	－

2 第3期障がい児福祉計画

(1) 計画の成果目標

項目	【参考】実績	見込	実績
	令和5年度	令和6年度	令和6年度
こどもの発達相談室・児童発達支援センターの活用（令和8年度末）	-	検討	検討
保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討（令和8年度末）	-	検討	検討
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討（令和8年度末）	1か所設置	1か所設置	圏域に 児童発達支援事業所6 箇所 放課後等デイサービ ス事業所7箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（令和8年度末）	4人配置	4人配置	4人配置

(2) 障がい児へのサービスの見込み

【障害児通所支援 1/2】 (1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
児童発達支援	人	136	149	160	—
	人日	1,300	1,515	1,613	—
放課後等デイサービス	人	303	318	328	—
	人日	3,634	3,951	4,003	—
保育所等訪問支援	人	55	64	53	—
	人日	62	66	61	—
居宅訪問型児童発達支援	人	0	1	0	▼
	人日	0	1	0	▼
障害児相談支援	人	53	45	91	△

【障害児通所支援 2/2】 (1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】 実績	見込	実績	見込量 との比較
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	4	5	4	▼
障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	保育所	100	90	114	△
	認定こども園	0	0	0	—
	放課後児童健全育成事業(児童クラブ、学童保育所)	7	20	48	△

※1 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※2 本市において、認定こども園の設置はありません。